

フィッシャリーナ施設利用許可に関する運用内規（抜粋）

令和2年4月1日規程

1. はじめに

糸満フィッシャリーナは、糸満ふれあい公園の施設のうち、浮棧橋、駐艇場等漁船と漁船以外の船舶を分離収容し漁業生産活動の円滑化を図る施設である。

このフィッシャリーナ施設利用許可に関する運用内規（以下「運用内規」という。）は、糸満フィッシャリーナの施設利用許可に関する事項を定め、もってフィッシャリーナ施設の円滑な利用と利用許可を受けた者、その他のフィッシャリーナ利用者の安全と利便を図ることを目的とする。

2. 利用の許可

施設の利用許可を受けようとする者（以下「利用者」という）は、次の利用者の資格及び種類並びに係留船舶の条件、艇長等を満たす必要がある。

(1) 利用者の基準・資格及び種類等

基準	1、糸満漁港ふれあい公園条例、同施行規則及び糸満フィッシャリーナ利用許可条件を遵守できる者 2、反社会的勢力に属している者またはその親交者、暴力行為の常習者またはおそれのない者であること 3～5. 省略
資格	1. 艇を所有していること。なお、リース契約の場合は借受人、所有権留保条項のある売買契約等を締結している場合は、船舶の利用者等とする。 2. 施設は、「自己責任・自己管理」が基本につき、係留船舶に係る防犯・養生及び事故等については、施設の利用許可を受けた者の責任で行っていただくこと 3～4 省案
種類	○単独利用と共同利用があります 省略

(2) 船舶の条件、艇長

船舶条件	<p>○以下の全ての要件を備えたプレジャーボートに限ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 船舶検査証書の用途欄が「プレジャーボート」等になっていること。 (漁船登録された船舶(沖縄県の場合、船舶番号がON番号の船舶)は、「小型兼用船」等の用途であっても除かれる)。但し、ビクターバースを利用して乗客を乗り降りさせる等の一時的な利用は除きます。 ※既契約の船舶については、猶予期間として現在契約している船舶に限り認めるものとし、次の船舶の入れ替えからは認めない。 2. プレジャーボートには、水上バイクを含まない(注) 3. 船体保険、対人賠償及び対物賠償を補填する船舶責任保険に加入していること 4. 日本小型船舶検査機構の検査を受けていること 5. 期間有効な船舶検査証書を取得していること 6. フィッシャリーナの管理運営上支障にならないこと
船舶艇長	<p>省楽 実測長は、駐艇場、浮棧橋ごとに次のとおりとする。</p> <p>(1) 駐艇場</p> <ol style="list-style-type: none"> ①6m(A)・・・7m未満 ②9m(B)・・・7m以上～10m未満 ③11m(C)・・・10m以上～12m未満 <p>(2) オーナーバース</p> <ol style="list-style-type: none"> ①9m浮棧橋・・・5m以上～10m未満(実測幅3.2m未満) ②13m浮棧橋・・・10m以上～14m未満(実測幅4.2m未満) <p>(3) ビクターバース</p> <ol style="list-style-type: none"> ①12m浮棧橋・・・13m未満(実測幅3.9m未満) ②18m浮棧橋・・・19m未満(実測幅5.1m未満)
隻数	<p>利用できる隻数は、同一人で2隻までとする。(個人と法人の代表者が同一の場合や名義借りと判断できる場合も同一人とみなします。)</p> <p>なお、新規の募集については一隻目の申込者を優先します。</p>

(注) 省略

3. 申請手続き等

(1) 更新申請

省略

(2)臨時申請

期中において、空きスペースが生じた場合は、事務所内掲示版及びホームページにて募集の案内をする。なお、応募者多数の場合は抽選によって許可者を決定する。

(3)利用許可期間

省略

(4)利用許可期間終了の効果

省略

(5) 利用料金の未払いが生じた場合の対応

省略

4. 通知義務について

省略

5. 必要書類

(1) 利用許可申請書

(2) 申請者の住民票（個人）【新規又は住所変更のみ】

(3) 申請者の登記簿（法人）【3か月以内の原本】

(4) 船舶免許証のコピー 【更新者のみ】

(5) 船の側面全景写真 【変更又は未提出者、船舶番号が分かる写真】

(6) 船舶検査証のコピー 【更新又は未提出者】

(7) 船舶検査手帳のコピー 【変更又は未提出者】

(8) 小型船舶登録事項通知書コピー【変更又は未提出者】

(9) リース契約書コピー 【リース契約船利用者】

(10) 賠償責任保険のコピー 【他人への賠償額は可能な限り無制限とする】

(11) 船舶管理責任者 【船舶の運航・管理を委任した場合や緊急時の対応を本人以外の第三者に依頼するとき】

(12)共同使用者名簿 【共同使用者がある場合】

(13) 船舶の使用貸借契約書 【船舶の使用貸借貸借契約、リース契約及び所有権留保条項のある売買契約等により申請者と所有者が異なる場合】

(14)許可証返信用の封筒（返信先の住所、氏名を記載し、84円切手を貼付けて下さい）

※海洋レクリエーション業等を行う場合は、別途許可が必要になりますので詳細は、管理事務所を確認して下さい。

※書類には、必ず受付印を押すことに留意する。受付印

6. オーナーバースの利用について

(1) 糸満フィッシャリーナ使用許可条件（使用許可（変更）申請書裏面）の「5利

用許可を受けた者は、この権利を第三者に譲渡、転貸及担保差入することはできません」、「7利用許可を受けた所有者の変更と船体の許可名長さを(計測値)を超える変更はできません。その場合は新たに申請し許可が必要です」となっています。しかし、オーナーからの要望に答えるため所有者の変更について令和6年3月31日までに限って事前に相談することができることとする。

運用にあたっては、令和3年4月8日出状の「糸観ド通第001号現契約艇の売買の取り扱い」のとおりとする。

(2)～(3)

省略

7. ビジターバースの利用について

(1) ビジターバース利用基本方針

省略

(2) 半年契約しているビジターバースの取り扱いについて

- ① 現契約者は特例として半年ごとの継続契約を容認する。但し、本来のビジターバースに戻すため、船舶や所有者の変更が生じた場合は、令和6年3月31日までの期間に限って事前に相談することができることとする。

運用にあたっては、令和3年5月22日出状の「糸ドJV通第003号ビジターバース利用についてのお知らせ」のとおりとする。

(3)～(5)

省略

8. 波除提の利用について

(1) 経緯

省略

(2) 隻数及び艇長

- ① A場所：13m未満 1隻(安全性の問題から他のビジターバースを優先する)
- ② B場所：13m以上26m未満 1隻

(注1) 省略

(3) 係留期間：7日以内として延長を認めない。

(4) 利用条件：本フィッシャリーナ以外に駐艇場を確保しており、以下に該当する場合。

- ① A場所：艇長が13m未満の船舶で、12mのビジターバースの予約が満杯の場合で受け入れする必要があると判断される場合や緊急避難等の措置が必要であると判断される場合。
- ② B場所：艇長が13m～26mの船舶で船舶検査のために利用する場合や緊

急避難等の措置が必要であると判断される場合。

- ③台風等が発生し 15m以上の強風域になる見込みのある場合は、予約を受け付けしません。また、既に予約し係留中であっても契約を解除し出港してもらいます。その場合、領収した利用料は未経過分については返戻します。

(注2) 既契約船舶の台風対策の対岸ロープ張りの邪魔にならないようにするため。

- ④その他の使用許可条件は、糸満漁港ふれあい公園条例施行規則第3条の3. 1). 2). 3)を除き準用するものとする。

(5) 手続き等：ビジターバースのとおり

- ・念書を提出すること。また、必要に応じ他の書類を提出してもらうことがあります。

(注3) 雛形あり

(6) 使用料金：当面は、艇長により計算した料金とする。

但し、将来条例で定める必要があるものと考えます（給水、給電等の付帯設備がない等他のビジターバースと区別する必要がある）。

9. 契約艇以外の一時的な当施設利用について

省略

10. 施設内でのタンクローリーからの給油について

タンクローリーから船舶への給油は、糸満市消防本部から消防法による指導があり（令和3年1月22日 糸消予第300号）、当施設内におけるタンクローリーから船舶等への直接給油は禁止する。

11. 本要項の改廃については、糸満漁港ふれあい公園条例、同施行規則に抵触しない範囲内で、「糸満市役所経済部商工水産課」と協議のうえいつでも改廃できるものとする。

12. この運用内規は、令和2年4月1日よりその効力を生じる。

改定

- 令和2年11月 1日 一部改訂
- 令和2年12月25日 一部改訂
- 令和3年4月 1日 一部改訂
- 令和3年7月 1日 一部改訂